平成19年度経営計画

1. 業務環境

(1) 兵庫県の景気動向

県下の経済動向は、公共投資が依然減少を続けているなか、神戸港では中国市場の拡大による世界的な活況を背景に輸出入ともに過去最高を記録しているなど、製造業を中心に企業収益が高水準で推移し、設備投資も拡大しています。

また、雇用と賃金の改善が見られ、個人消費も堅調に推移しているほか、新設住宅着工戸数も増加傾向となっていることから、県下の景気は引続き緩やかに回復しています。

(2) 中小企業者を取り巻く環境

県下の中小企業は、景気回復が広がりつつあるものの大企業に比べると回復は遅れ、地域、業種、企業間の格差は広がる中、当協会を利用する過半の中 小企業は、依然として景気回復の実感は乏しく、長期に亘る 受注不振、売上低迷等により企業体力を消耗させています。

加えて、ゼロ金利政策の解除による金利の上昇、また金属等の原料価格の高騰などの懸念材料もあり、中小企業を取り巻く経営環境については引続き注意を払う必要があります。

また、県下の金融情勢は、製造業を中心に設備資金の需要が増加傾向となるものの、県下金融機関の貸出残高はやや減少しています。

2. 業務運営方針

このような状況のもと、当協会はその公共的、社会的使命の重要性を認識し、真摯に経営努力を続ける中小企業者の資金ニーズに的確に対応するため、 顧客からの相談に対して迅速かつ親切丁寧に取組み、幅広く保証利用の促進に努めるとともに、各種保証制度の推進を図ります。さらに、保証部門・期中 管理部門の充実を図り、経営支援・再生支援体制の強化に努め、増加する求償権については、集中管理と目標管理の徹底により回収の最大化をめざし、保 証協会債権回収㈱の一層の活用により効率的な回収を図ります。

このことから、事務部門の集中化により整理事務部を、業務統括部門の統合により業務統括部を設置するとともに、新規保証申込などを専門に相談審査 する新規保証相談課を神戸事務所に新設します。組織の統合再編等機構の改革に取組み、組織の活性化による業務の合理化、効率化を図り利用者への利便 性の向上を目指します。

また、本年10月1日から導入する「金融機関との適切な責任共有制度」について、周知徹底により利用者の利便性を損なうことのないよう円滑に実施できるよう万全を期することとし、引続き国、地方公共団体、金融機関等との連携体制を強化し、新たな中小企業施策にも迅速に対応します。

さらに、業務の効率化や経費削減、コンピュータ基盤整備事業の推進等、経営基盤の強化に努めるとともに、相談体制を充実させること等により顧客サービスのより一層の向上に努め、コンプライアンス態勢の充実・強化、情報セキュリティ体制の整備の充実、コンピュータプログラム変更に係る検討体制の確立を図るなど、中小企業者の良きパートナーとして、顔の見える信頼性の高い保証協会の実現を目指します。

(1) 顧客ニーズに応じた信用保証の提供・拡充

◆ 不動産担保・保証人に依存しない取扱いが浸透する中、経営の安定に必要な「セーフティネット保証」の積極的な対応、迅速性等利用者の利便性を追求した「金融機関提携保証」、タイムリーな資金需要に対応する「当座貸越・事業者カードローン根保証」、不動産担保が不要な「売掛債権担保融資保証制度」、返済口の集約による返済額の軽減を図るための「資金繰り借換保証」等、顧客のニーズに的確に対応した保証商品の提案を行います。また、ひょうご産業活性化センターが行う「ひょうご中小企業技術評価制度」や19年度創設予定の「再挑戦支援保証」、「流動資産担保融資(ABL)保証」等の新たな保証制度の推進に積極的に取り組みます。さらに、信用保証の適切な利用促進に向けて、保証浸透度の拡充に努めます。

(2) 経営支援、再生支援等相談体制の充実

◆ 中小企業者と直接面談する機会を増やし、個別企業の問題点を抽出するなどきめ細やかな対応を行うために定期的に開催している「中小企業金融よるず相談会」の実施方法等を見直し、充実したものにします。

また、昨年度新設した「経営支援課」は積極的に経営診断システム(MSS)を活用し、経営支援、再生支援、大口の条件変更申込企業の実態把握と再建可能性の検討を行います。さらに保証付債権の譲渡、求償権の放棄、求償権先への新規保証等により事業再生に対する取り組みを強化するなど、相談体制の充実を図ります。

その他、中小企業再生支援協議会や金融機関の再生支援担当部署等の外部機関との連絡会議や勉強会等を通じて連携を深め、経営・再生支援体制を引続き堅持します。

(3)審査体制の整備

◆ 新規保証、あっ旋保証のようなきめ細やかな対応が必要である保証を専門的に扱う「新規保証相談課」を神戸事務所に新設し、姫路支所、尼崎支所には新規保証相談担当者を配置します。これにより、更にきめ細やかな相談が可能となり、併せて「顔の見える保証協会」の実現につなげていきます。

また、従来の保証相談課は、金融機関提携商品のような迅速な処理を要するものを中心に対応できることになり、効率的な業務を行えることから、より一層の迅速な保証審査が実現できるようになり、それらを通して顧客サービスの充実を図ります。

(4) 質の高い信用保証業務の推進・審査能力の向上

◆ 多様化する保証制度への対応や質の高い信用保証業務を実現するため、現地・面談調査の機会を増やし、各種研修・セミナーへの参加やOJTを通じて職員の目利き能力及び審査能力の向上に努め、また情報システムの活用等効率的な審査体制を構築し、保証相談の一層の充実を図ります。

(5) 関係機関等の連携強化・広報活動の充実

◆ 地方公共団体、商工団体、金融機関等関係機関との連携の強化を図ることで保証利用の利便性向上に努めるとともに、関係機関と連携した保証商品の開発を検討します。

また、保証時報の紙面を刷新する等、より詳しい保証商品の広報に積極的に取組み、質の高いサービスを公正・的確・迅速に中小企業者へ提供します。

3. 保証承諾等の見通し

平成19年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	4,000億円	88.9%
保証債務残高	1兆830億円	94.0%
代位弁済	3 4 0億円	103.0%
回 収	120億円	92.3%

